

議案第6号

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3年 3月 11日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

育児休業をすることができない職員を新たに加える必要があるため、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山都町職員の育児休業等に関する条例（平成17年山都町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年山都町条例第18号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山都町職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年山都町条例第18号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>(4) (略)</p>